

チーム医療推進会議（第17回まで）の、
特定行為に係る看護師の研修制度（第16回までは看護師特定能力認証制度）
に関する検討内容の抜粋
(2013.2.14)

①名称独占・業務独占はしない。

②診療の補助における特定行為（案）【資料1-2】

当初の203項目から、現在29項目が選択された（最終決定ではない）。

例：57 気管カニューレの選択・交換、60 経口・経鼻挿管の実施、61 経口・経鼻挿管チューブの抜管、69.70 褥瘡壊死組織のシャープデブリードマン・止血、79 動脈ラインの確保、80PICC(末梢静脈挿入式静脈カテーテル)挿入、82 中心静脈カテーテルの抜去、86 胸腔ドレーン抜去等

③指定研修について（案）【資料2-2】

- ・当初は大学院（2年間）、8ヵ月など、内容と方法を持つ教育課程として検討されていたが、現在では研修として、厚生労働省が指定した研修機関において領域ごとの（あるいは一定の行為群として）の特定行為を単位制として学ぶとなった。【資料2-2、P2～5】
- ・指定研修機関は、自施設で講義・演習・実習を実施する、あるいは自施設では講義演習、実習は他施設で行うなど多様な形態をとることが可能で、また講義・演習はe-learningなどを活用するなど自由度が高い。【資料2-2 P6】
- ・研修なので、受講にあたっての資格等（臨床経験〇年以上等）はない。
- ・特定行為が常設の審議の場で追加され、その研修も受けた場合は、登録内容に追記する。

④一般看護師（指定研修を受けない）が、特定行為を実施する場合

- ・医師の具体的指示があれば実施可能
- ・指定研修が義務づけられない看護師については、指定研修に準じて院内研修を実施することとし、看護師一般が具体的指示で実施するために必要な程度

の知識・技術について、一定のガイドライン等を策定してはどうか。

【資料 2-2 P8】

⑤特定行為に係る看護師の研修制度(案) : 保助看法の改正内容になる【資料 3】

・ 医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力および判断力を要し、かつ高度な専門知識および技能を持って行う必要のある行為（以下、「特定行為」）について、保助看法において明確にする。

（特定行為の具体的内容については、省令等で定める。）

・ 医師または歯科医師の指示の下、プロトコールに基づき特定医行為を行おうとする看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において厚生労働省で定める基準に適合する研修(指定研修)の受講を義務付ける。

・ 指定研修の受講が義務付けられない看護師(一般看護師)は、保助看法上の資質の向上に係る努力義務の内容に、特定行為の実施に係る研修を追加する。

・ 厚生労働大臣は、研修機関の指定をする場合には、審議会の意見を聞く。
（指定基準の内容は、審議会で検討し省令で定める。）

・ 指定研修機関の修了者は厚労省に申請することで、厚生労働大臣が看護師籍に指定研修修了者として登録し、登録証を交付する。